

半田市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づく

文化財保存伝承事業対象基準

(目的)

第1条 この基準は、半田市文化財保存事業費補助金交付要綱（平成2年4月1日施行）第2条の別表に規定する文化財保存伝承にかかる対象事業について定めるものとする。

(対象事業)

第2条 有形民俗文化財においては山車の保存伝承に要する事業、無形民俗文化財においては保存伝承に要する事業とし、その対象事業は次のとおりとする。

- ① 道具や衣装などの簡易な修繕及び新調
- ② 道具や衣装などのクリーニング
- ③ 彫刻の修復など簡易な修繕
- ④ 保存伝承のための記録及び報告書等の作成
- ⑤ 民俗文化財を紹介する印刷物等の作成
- ⑥ 消火器等の消火設備
- ⑦ 火災保険料
- ⑧ 練習会場の借上げ
- ⑨ その他保存伝承のため市長が必要と認めた事業

附 則

この基準は、令和2年4月1日から適用する。